

○経済産業省告示第二十八号

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和二年経済産業省令第九号）の施行に伴い、製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成十一年通商産業省告示第三百二号）の一部を次のように改正し、同令の施行の日から施行する。

令和三年三月一日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
〔削る〕	<p>第五条 規則第四条の二第一項第十八号のディーゼル車の基準</p> <p>（ディーゼル車の基準）</p> <p>第五条 規則第四条の二第一項第十八号のディーゼル車の基準</p>

---

ゼル車の基準は、次に定めるとおりとする。

一 車輪は、ゴムタイヤを使用すること。

二 電動機整流子、制御器、電気開閉器、電気端子その他火花を生ずるおそれのある電気装置には、適当な覆いがされていること。

三 電気配線は、使用条件に適したものを使用し、接続部分が振動によつて緩まないような構造となつており、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。

四 機関は、二号軽油を燃料とするディーゼル機関とすること。

五 排気管及び消音器は、継目その他から排気

---

<p>第五条 〔略〕</p> <p>第六条 〔略〕</p>	<p>第六条 〔略〕</p> <p>第七条 〔略〕</p> <p>六 排気管は、排ガス温度が八十度以下に保たれる排気ガス冷却装置及び消焰装置が取り付けられており、硝安油剤爆薬の製造に影響を与えない位置において開口していること。</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	